

益田市告示第71号

益田市立地調査視察事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市立地調査視察事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への企業の進出及び移転、サテライトオフィスの開設等を促進することを目的として、市内を視察した場合における経費に対し、予算の範囲内で益田市立地調査視察事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外事業者 市外に本社を有する事業者をいう。
- (2) サテライトオフィス 市外事業者が情報通信技術の活用により本社又は主たる事業所から離れた場所に設置する事務所又は支店をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内への進出及び移転、サテライトオフィスの開設等の拠点の設置を検討する市外事業者のうち、次の各号のいずれかに該当する業種を営むものとする。

- (1) 製造業
- (2) ソフト産業（島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）第2条第2号に掲げる業種をいう。ただし、同号コ中「知事」とあるのは、「市長」と読み替えて適用する。）
- (3) その他市長が適当と認める業種

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が市内へ企業の進出及び移転又はサテライトオフィスの開設等を目的として市内を視察する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費（本市への往復及び市内の移動における公共交通機関（レンタカーを含む。）の利用に要する経費）
- (2) 宿泊費（市内の宿泊施設の利用に限る。この場合において、1人当たり1泊1万5,000円を限度とする。）
- (3) 施設利用料（サテライトオフィス等の利用料及び補助対象事業者が必要と認める本市の地域資源や魅力を体感するために要する経費）
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助対象者は、1年度につき2回まで次条の規定による補助金の交付の申請をすることができるものとし、1回当たりの補助金の額は、20万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、益田市立地調査視察事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 法人の概要及び事業内容の分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業の内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市立地調査視察事業補助金交付決定等通知書（様式第3号）により申請事業者に通知するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第8条 規則第10条本文に規定する着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定によりこれを要しないものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、益田市立地調査視察事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、視察最終日の翌日から起算して1月を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するとともに、益田市立地調査視察事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、益田市立地調査視察事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事業の状況調査）

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業が完了した後に立地状況の調査を行うことができ、補助事業者は、これに協力しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定があった補助金については、第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。